

独立行政法人教員研修センターの中期目標

文部科学大臣指示

平成13年4月1日

平成15年4月3日(変更)

独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二十九条の規定により、独立行政法人教員研修センター(以下「センター」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

あらゆる教育の問題は教員の問題に帰着すると言われるように、学校教育の成否は、その直接の担い手である教員の資質・能力に負うところが大きく、教員の資質向上は、学校教育行政における最大の課題のひとつである。このような教職の特殊性にかんがみ、教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第十九条第一項においても「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」とされ、研修が教員の職務遂行の上で不可欠な要素となっている。

教員等の学校教育関係職員の研修については、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割分担を踏まえつつ、相互に連絡をとりながら体系的に実施されなければならないが、その際、国としては、全国的な教育水準の維持向上及び国の教育政策の具現化を図るため国が実施すべき研修として、各都道府県等での教育内容・方法等に関する研究や研修において中心的な役割を果たすような教員等を対象とする研修や、学校教育に係る喫緊の課題を中心とした内容の研修を実施していく必要がある。

国が行う学校教育関係職員の研修については、これまで文部科学省が直接実施してきたが、政策の企画立案機能と実施機能の分離、事業の一元的実施による効率的・体系的実施の観点から、これらの研修を総合的、一元的に実施するためセンターを設立した。

したがって、センターは、独立行政法人制度を踏まえ、これらの研修等を行うに際し、常に教員その他の学校教育関係職員の資質の向上、教育の機会均等の確保及び全国的な教育の水準の維持向上の観点に立って、業務の質の向上を図る必要がある。

このような役割を果たすため、センターの中期目標は、以下のとおりとする。

中期目標の期間

センターが実施する研修は、時宜に応じて絶えず見直しを図っていく必要があることから、本中期目標の期間は、設定し得る最短の期間として、平成13年4月1日から平成16年3月31日までの3年間とする。

この期間内に別紙の研修を実施するものとする。

業務運営の効率化に関する事項

1. 研修の実施方法、内容が適切であるか見直しを図ること。
2. 効率的な研修を実施するため外部機関との協力拡大を図ること。
3. 自己点検評価システムを確立し、自己評価を積極的に行うこと。
4. 運営費交付金を充当して行う業務については、国において実施されている行政コス

トの効率化を踏まえ、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、毎事業年度につき1%の業務の効率化を図る。ただし、新規に追加される業務、拡充事業分等はその対象としない。

5. 外部に委託することにより、すぐれた成果を得ることが期待できる場合は、事業の外部委託の活用により、事務の合理化を図ること。
6. 事務・事業の見直しに対応した組織の見直しを図ること。

国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 校内・校外における研究、研修等の活動において、中心的な役割を果たす者を養成し、全国的な教育水準の維持向上を図ること。
2. 喫緊課題分野の研修について、研修を受講した者の指導力を向上させ、全国的な教育水準の維持向上を図ること。
3. 研修事業の参加者の毎年度平均で85%以上から「有意義だった」「役に立った」との評価が得られるよう研修内容等の充実を図ること（任意抽出調査）。
4. 教職員を派遣した学校の設置者等に対しアンケート評価を依頼し、その結果を分析して、研修内容等の充実を図ること。
5. 研修事業の参加者が研修で修得した内容を職務遂行上で効果的に活用できたかを把握し、研修内容の充実を図ること。

また、研修受講者及びその派遣校の設置者等に、学校内外への研修内容の積極的な還元を図るよう依頼し、その状況について把握して研修内容の充実を図ること。

6. 受講生に対する快適な研修施設の整備を進めることとし、特に障害者に対して配慮した施設に努めること。
7. 各都道府県等において実施される学校教育関係職員に対する研修が適切に行われ、全国的な教育水準の維持向上、様々な課題に対する全国的な共通理解を図るために、センターが有する様々な情報等を基にした情報提供等の指導、助言、援助を都道府県等に対し行うこと。

財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

1. 管理業務の見直しによりコスト削減を図ること。
2. 施設の稼働率の維持向上等を図ること。
3. 防犯・防火面などから施設・設備の管理を徹底すること。

その他業務運営に関する重要事項

施設・設備について、長期的視点に立った計画的整備を推進すること。

別紙

(注)人数は概数であり、中期目標期間の延べ受講数の目途である。

1

名称：教職員等中央研修講座

内容：学校の管理運営、学習指導などの諸問題について、それぞれの職務において中心的な役割を果たす教職員に対して行う研修

対象：国・公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の校長、教頭及び中堅教員並びに都道府県等の指導主事、管理主事及び研修主事等

人数：5,400人

2

名称：「総合的な学習の時間」研修講座

内容：「総合的な学習の時間」における学習課題や学習活動の設定の在り方等についての研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：1,800人

3

名称：英語教育指導者講座

内容：英語教育における指導上の諸問題について専門的な講義及び演習を組み入れた研修

対象：国・公・私立の中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：3,000人

4

名称：外国語指導助手に対する研修

内容：日本の学校教育制度、職務上必要とされる知識・技術等を習得する研修

対象：外国語指導助手

人数：43,600人

5

名称：教育情報化推進指導者養成研修

内容：各都道府県等が実施する情報教育に関する研修のための指導者養成研修

対象：国・公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：2,760人

名称：教員情報リテラシー向上プロジェクト事業（研修推進講習会〔校内リーダー養成研修〕）

内容：各学校で実施するコンピュータ操作研修のための指導者養成研修

対象：公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員

人数：15,000人（平成13年度に限る。）

7

名称：環境教育等担当教員講習会

内容：環境教育並びに自然体験活動分野における指導者養成研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：870人

8

名称：高等学校産業教育実習助手講習

内容：職務に必要な知識と技術を習得する研修

対象：国・公・私立の高等学校の実習助手

人数：390人

9

名称：洋上研修

内容：初任者研修の一環として「船上における研修」及び「寄港地における研修」を実施し、実践的指導力と教員としての使命感を養うとともに幅広い知見を得させる研修

対象：初任者研修の対象となる教員

人数：1,800人（13・14年度に限る。）

10

名称：総合学科等新科目実技指導講座

内容：総合学科に関する特有の科目の指導内容・方法並びに生徒の進路選択及び科目選択のためのガイダンスの内容・方法に関する研修

対象：国・公・私立の高等学校の総合学科設置校又は設置予定校及び「産業社会と人間」を開設又は開設予定の教職員並びに都道府県等の指導主事

人数：600人

1 1

名称：人権教育セミナー

内容：人権教育に関して講演や研究協議等を行う研修

対象：国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：1,800人

1 2

名称：新産業技術等指導者養成講習

内容：「産業技術」及び「情報技術」の進歩や新学習指導要領に対応したそれぞれの分野をテーマとした研修

対象：国・公・私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：2,720人

1 3

名称：進路指導講座

内容：進路指導に関する指導者養成研修

対象：国・公・私立の中学校、高等学校、中等教育学校の校長及び進路指導主事などの教員並びに都道府県等の指導主事

人数：700人

1 4

名称：生徒指導総合研修講座

内容：生徒指導、教育相談の理論及び実際についての総合的かつ実践的な研修

対象：国・公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教員及び養護教諭並びに都道府県等の指導主事

人数：420人

1 5

名称：先端技術体験プログラム

内容：先端の技術に触れさせる作業、実習を伴った研修

対象：国・公・私立の高等学校の教員及び都道府県等の指導主事

人数：130人

1 6

名称：道徳教育連携・推進講座

内容：保護者・地域住民の協力を得て、道徳教育の指導力向上を図るための研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校の校長、教頭及び教員並びに都道府県等の指導主事

人数：91,600人

17

名称：学校体育指導者中央講習会

内容：学校体育実技のための指導者養成研修及び学校体育指導者に必要な研修

対象：国・公立の小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：3,600人

18

名称：養護教諭中央研修会

内容：児童生徒が抱える心の健康問題などを解決するため、専門的な知識・技術を習得する研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の中堅養護教諭並びに都道府県等の指導主事

人数：720人

19

名称：学校栄養職員等研修会

内容：職務に必要な専門的な知識を習得する研修

対象：中堅の学校栄養職員並びに都道府県等栄養指導担当者

人数：300人

20

名称：エイズ・薬物乱用防止教育研修会

内容：エイズ教育及び薬物乱用防止教育に関する研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：750人

21

名称：学校安全教育指導者研修会

内容：交通安全教育に関する研修並びに防災教育及び災害時の心の健康に関する研修

対象：国・公・私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：630人

22

名称：衛生管理研修会

内容：学校給食の衛生管理に関する研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の職員（学校給食共同調理場勤務の学校栄養職員を含む）並びに都道府県等の職員

人数：330人

23

名称：健康教育指導者中央研修会

内容：健康教育に関する研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員並びに都道府県等の指導主事

人数：630人

24

名称：保健室相談活動研修会

内容：保健室における健康相談活動に必要な知識・技術を習得する研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の中堅養護教諭並びに都道府県等の指導主事

人数：600人

25

名称：外国人児童生徒等日本語指導講習会

内容：外国人・帰国・中国等帰国児童生徒に対する日本語指導に関する専門的研修

対象：国・公・私立の小学校及び中学校の教員並びに都道府県の指導主事

人数：360人

26

名称：事務職員研修講座

内容：職務に必要な専門的な知識を習得する研修

対象：公立の小学校、中学校、高等学校及び特殊教育諸学校の事務職員

人数：3,600人

27

名称：大学職員等研修講座（人事関係）

内容：それぞれの職務に必要な専門的な知識を習得する研修

対象：国立学校の課長補佐級以上の文部科学省関係機関の職員

人員：1,870人

28

名称：会計事務研修

内容：会計事務に関する知識を習得する研修

対象：文部科学省及び文部科学省関係機関の職員

人員：2,000人

29

名称：留学生担当者研修

内容：留学生の受入れ及び派遣に伴う諸問題に関する研修

対象：国・公・私立の大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の教職員

人員：3,000人

30

名称：教職員派遣研修（産業教育）

内容：長期間にわたって大学又はその他の施設に留学し、産業教育に関し必要な知識及び技術を習得する研修

対象：国・公・私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の教職員並びに都道府県等の指導主事

人数：280人

31

名称：教職員派遣研修（理科教育）

内容：長期間にわたって国立大学に留学し、理科教育（算数・数学及び職業に関する教科教育を含む。）に関し必要な知識及び技術を習得する研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員

人数：240人

32

名称：教職員派遣研修（英語担当派遣）

内容：海外の大学等において英語能力を高めるとともに英語教授法を習得する研修

対象：公・私立の中学校、高等学校及び中等教育学校の教員

人数：520人

33

名称：教職員派遣研修（短期派遣）

内容：外国に2週間程度派遣し、国際的な視野に立った識見及び教育に携わる職員たる誇りと自覚を高めさせる研修

対象：公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教職員（学校給食共同調理場勤務の学校栄養職員を含む。）並びに教育行政機関の職員

人数：4,700人

34

名称：教職員派遣研修（若手派遣）

内容：外国に2ヶ月程度若手教員を派遣し、国際的な視野に立った識見及び教職に対する誇りと自覚を高めさせる研修

対象：公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員

人数：220人

35

名称：教職員派遣研修（日米国民交流・若手教員の米国派遣）

内容：米国に3ヶ月程度若手教員を派遣し、国際的な視野に立った識見及び教職に対する誇りと自覚を高めさせる研修（日米首脳会談（平成8年4月）による日米国民交流計画を推進するための派遣であることに留意し実施する。）

対象：公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特殊教育諸学校の教員

人数：320人

36

名称：「新学習指導要領に基づく学習の評価」に関する研修

内容：平成14年4月から小・中学校において、いわゆる「絶対評価」が実施されることとなったことに伴う、小・中学校教員を対象とした新しい評価規準や新しい評価方法についての研修

対象：国・公・私立の小学校、中学校の教員

人数：7,500人（15年度に限る。）

37

名称：衛星研修

内容：「教育情報衛星通信ネットワーク」システムを利用して、上記の研修プログラムの全部又は一部を配信して行う次に掲げる研修

（1）教職員等中央研修講座

上記「教職員等中央研修講座」に同じ

（2）生徒指導総合研修講座

上記「生徒指導総合研修講座」に同じ

（3）教育情報化推進指導者養成研修

上記「教育情報化推進指導者養成研修」に同じ

（4）エイズ・薬物乱用防止教育研修会

上記「エイズ・薬物乱用防止教育研修会」に同じ。

（5）学校安全教育指導者研修会

上記「学校安全教育指導者研修会」に同じ。

（6）衛生管理研修会

上記「衛生管理研修会」に同じ。

（7）保健室相談活動研修会

保健室における健康相談活動に必要とされる知識・技術を習得する研修

- 対象：(1) 教職員等中央研修講座
上記「教職員等中央研修講座」に同じ
- (2) 生徒指導総合研修講座
上記「生徒指導総合研修講座」に同じ
- (3) 教育情報化推進指導者養成研修
上記「教育情報化推進指導者養成研修」に同じ
- (4) エイズ・薬物乱用防止教育研修会
上記「エイズ・薬物乱用防止教育研修会」に同じ。
- (5) 学校安全教育指導者研修会
上記「学校安全教育指導者研修会」に同じ。
- (6) 衛生管理研修会
上記「衛生管理研修会」に同じ。
- (7) 保健室相談活動研修会
上記「保健室相談活動研修会」に同じ